

## 一般社団法人島根県建築士事務所協会広告料規程

(目的)

第1条 一般社団法人島根県建築士事務所協会が受ける広告料等は、この規程の定めるところによる。

(配信および配布の広告)

第2条 本会の正会員へ配信および配布する広告料は次のとおりとする。

正会員へのメール配信による広告

(1) 正会員又は賛助会員（以下会員という。）から依頼されたもの  
事業年度 1回目は無料、2回目は5,000円（消費税別）、3回目以降は10,000円（消費税別）とする。

(2) 会員外から依頼されたもの  
1回につき30,000円（消費税別）とする。

2 正会員への定期郵送物に同封するチラシ等による広告

(1) 会員から依頼されたもの  
1回につき10,000円（消費税別）とする。

(2) 会員外から依頼されたもの  
1回につき30,000円（消費税別）とする。

ただし、前2項にかかわらず、一般社団法人日本建築士事務所連合会、国及び県等からのもの、営業目的ではない無料の講習会等で会員に有益なものは除く。

(いしずえの広告)

第3条 いしずえに掲載する広告については、次のとおりとする

(1) 白黒1ページ 30,000円（消費税別）

(2) 白黒2分の1ページ 20,000円（消費税別）

(3) 白黒4分の1ページ 10,000円（消費税別）

(4) その他規格の場合は、会長と協議の上決定する。

(ホームページのバナー広告)

第4条 当協会ホームページのバナー広告については、次のとおりとする。

(1) 会員から依頼されたもの  
1枠1年間10,000円（消費税別）とする。

(2) 会員外から依頼されたもの  
1枠1年間20,000円（消費税別）とする。

詳細は別に定めるバナー広告募集要項による。

(その他の広告)

第5条 その他の広告

前2条に該当しない広告等については、会長と協議の上決定とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 正会員・賛助会員 様

(一社) 鳥根県建築士事務所協会 事務局

〒690-0886 松江市母衣町 175-8

### 当協会から会員への配信及び配布の広告について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「一般社団法人鳥根県建築士事務所協会広告料規程」に定める広告を会員へ配信及び配布をご希望される方は、下記にご記入いただき、メール・お電話でご連絡願います。

メール kyoukai【a】sekkei-simane.jp (Tel:0852-23-2582)

▲【a】を@に代えて送信してください・simaneの綴りにご注意ください

## 広告申込書

(貴事務所・会社名)		(会員No) 不明の場合、記載不要
(ご担当者名)	(TEL)	(FAX)
右欄に記入をお願いします。	<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> チラシ等
メール 1回目 無料	本年度 回目	本年度 回目
2回目 5,000円(+税)	※配信先をお選びください	※配送先は正会員のみです
3回目以降 10,000円(+税)	<input type="checkbox"/> 正会員のみ	(定期郵送物同封)
チラシ等 1回 10,000円(+税)	<input type="checkbox"/> 正会員・賛助会員	

メール : 週1回程度の配信。

配信日に関してお急ぎの場合は、お電話にて問い合わせください。

チラシ等 : 偶数月5日頃(1~10日)に送付する会報等と同封。(メール便)

チラシ原稿(PDF等)を当申込書に添えて前月20日までにメール又は

FAXでお送りください。その後、チラシ等130部を前月25日必着で

当協会まで送付ください。余ったチラシは窓口に置かせていただきます。

料金は1枚を想定しております。複数枚の場合はホッチキス止め等願います。

## バナー広告募集要項

(一社) 島根県建築士事務所協会 (以下、当協会) では、当協会ホームページのトップページに掲載するバナー広告を次により募集しています。

建築に関わる多くの方々に波及効果の期待できる広告媒体です。企業や商品の PR、イメージアップにぜひご活用ください。

なお、掲載する広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。当協会が推奨等をするものではありません。

### 1. 広告媒体



当協会ホームページ <https://www.sekkei-simane.jp>

### 2. 広告の位置

- ① トップページ トピックス&新着情報の下段
- ② バナー広告の掲載枠の位置については指定できません。

掲載期間中にトップページのデザイン更新を行う場合があります。

### 3. 広告の種類

バナー広告 (文字または画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクを有するもの) とします。

### 4. 広告の掲載料・期間 (1 事業年度あたり)

会員 : 10,000 円 (+税)

非会員 : 20,000 円 (+税)

※申込者からの申し出がない限り、毎年度自動更新とさせていただきます。

当協会の事業年度 (4 月～翌 3 月) ごとの申込で、初回申込時や年度途中解約については月割対応できませんのでご了承ください。

原則お申込みから 2 週間以内に当協会 HP に掲載します。(長期休業時除く)

### 5. 広告の規格

① 大きさ 横 480×縦 160 ピクセル

② 形式 JPEG

注) サイズが小さいため写真、イラストは入りません。

社名データ・ロゴデータ等をお願いします。

印刷物のコピー等、画質の粗い不鮮明なデータはお受けできませんのでご了承ください。

6. その他注意点

- ① ご提出いただいた規格が 5.広告の規格に当てはまらない場合で、当協会に加工を依頼される場合、工賃として別途 8,000 円（+税）～の費用が発生します。  
（費用が発生する場合は、バナー作成を進める前にお伝えします）  
加工をご希望される場合は、お申込みの際にご相談ください。  
提出いただくデータ形式：JPEG または PNG 画像  
※初稿をお返しした後の修正は 2 回までとさせていただきます。
- ② バナーを作成する際は、以下の点にご注意ください。
- ・画像化した文字は見やすいフォント・文字で作成する。
  - ・画像化した文字ははっきりしたコントラストをつける。
  - ・画像の背景が城の場合、画像の淵に枠線を付ける。
- ただし、文字がロゴ、デザインの一部の場合はこの限りではない。
- ③ バナークリック時の飛び先の URL について掲載後のリンク切れにご注意ください。

\*\*\*\*\*

【バナー広告申込書】

お申込日： 年 月 日

会社/事務所名 : \_\_\_\_\_

協会区分 : 正会員 ・ 賛助会員 ・ それ以外

ご担当者名 : \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_

メールアドレス : \_\_\_\_\_

【お問い合わせ先】（一社）島根県建築士事務所協会 事務局

Tel: 0852-23-2582 mail: kyoukai 【a】 sekkei-simane.jp

mail: 【a】 を @ に代えて送信してください・simane の綴りにご注意ください